

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和5年11月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条1号乃至5号のほか、6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

①宮城県の指定区間「長渡石巻」

(1)「運航回数」について

大泊漁港、仁斗田漁港、網地漁港、長渡漁港各港と石巻港又は石巻漁港との間及び大泊漁港と仁斗田漁港との間において、「運航回数」を以下のとおり変更する。

○「3／日（フェリー 1／日）」に「1月2日は2／日（フェリー 1／日）」を加える。

(2)「始終発時刻（※）」について

大泊漁港、仁斗田漁港、網地漁港各港と石巻港又は石巻漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発（石巻港又は石巻漁港着）10:00以前、終発（石巻港又は石巻漁港発）15:00以後」に「1月2日は始発時刻を設定せず」を加える。

長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発（石巻港又は石巻漁港着）10:00 以前、終発（石巻港又は石巻漁港発）12:00 以後」に「1月2日は始発時刻を設定せず」を加える。

※ 始終発時刻とは、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表し、「遅くとも△△:△△時までには目的地に到着するよう始発便を出すこと」の意。
終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも〇〇:〇〇時より後に目的港を出港すること」の意。

・改定の理由：(1) 及び (2) は、田代島・網地島における島民総会において「毎年1月2日の早朝便は運休とし、中央を9時に出発する便からの運航としてほしい」との要望があり、石巻市、宮城県から同様の意見回答があったことによる。

②宮城県の指定区間「長渡鮎川」

(1)「始終発時刻」について

網地漁港、長渡漁港各港と鮎川漁港との間において、「始終発時刻」を以下のとおり変更する。

○「始発（鮎川漁港着）10:00 以前、終発（鮎川漁港発）15:00 以後」に「1月2日は始発時刻を設定せず」を加える。

・改定の理由：田代島・網地島における島民総会において「毎年1月2日の早朝便は運休とし、中央を9時に出発する便からの運航としてほしい」との要望があり、石巻市、宮城県から同様の意見回答があったことによる。

3. 改定施行予定

令和5年12月

指定区間「長渡石巻」に係るサービス基準

整理番号:10

指定区間名 「長渡石巻」

(改正案)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	大泊漁港と石巻港又は石巻漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日) 1月2日は2/日(フェリー1/日)	始発(石巻港又は石巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 15:00以後 1月2日は始発時刻を設定せず	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 3台
	仁斗田漁港と石巻港又は石巻漁港との間				
	網地漁港と石巻港又は石巻漁港との間		1/日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 12:00以後 1月2日は始発時刻を設定せず	
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間				
	大泊漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日) 1月2日は2/日(フェリー1/日)	設定せず	
	網地漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)		
使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない					

(現 行)

関係 都道府県	二地点間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	大泊漁港と石巻港又は石巻漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 15:00以後	旅客船 旅客 70人 フェリー 旅客 150人 乗用車 3台
	仁斗田漁港と石巻港又は石巻漁港との間				
	網地漁港と石巻港又は石巻漁港との間		1/日 (フェリー1/日)	始発(石巻港又は石巻漁港着) 10:00以前 終発(石巻港又は石巻漁港発) 12:00以後	
	長渡漁港と石巻港又は石巻漁港との間				
	大泊漁港と仁斗田漁港との間		3/日 (フェリー1/日)	設定せず	
	網地漁港と仁斗田漁港との間				
使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない					

指定区間「長渡鮎川」に係るサービス基準

整理番号:11

指定区間名 「長渡鮎川」

(改正案)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始 終 発 時 刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	始発(鮎川漁港着) 10:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:00以後	旅客船 旅 客 70人 フェリー 旅 客 150人 乗用車 3台
	長渡漁港と鮎川漁港との間		2/日 (フェリー1/日)		
	使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない				

(現 行)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航 日程	運航回数	始 終 発 時 刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	網地漁港と鮎川漁港との間	毎日 元日を 除く	3/日 (フェリー1/日)	始発(鮎川漁港着) 10:00以前 終発(鮎川漁港発) 15:00以後	旅客船 旅 客 70人 フェリー 旅 客 150人 乗用車 3台
	長渡漁港と鮎川漁港との間		2/日 (フェリー1/日)		
	使用船舶の検査・修繕のための運休時は適用しない				